



(その1) ※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書 (令和 2 年分)

(ふりがな) (こうめいとう うちぼうそうしゅ)

1 政治団体の名称 公明党 内房総支部

2 主たる事務所の所在地 館山市広瀬755

3 代表者の氏名 龍崎 滋

4 会計責任者の氏名 緒方 妙子

問合せ先

(担当者) 緒方 妙子

(電話) 090-3789-0809

(担当者)

(電話)

※問合せ先については、必ず連絡のとれる連絡先を記載してください。

国会議員関係政治団体の区分
(政治資金規正法第19条の7第1項)

第1号に係る国会議員関係政治団体

第2号に係る国会議員関係政治団体

・公職の候補者の氏名 _____

・公職の種類 _____
(該当する方に○→) (現職・候補者)

・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

1年を通じて適用

対象年の途中での適用の異動あり

(「異動あり」の場合のみ以下を記入)

年 月 日から 年 月

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

政党の支部 政党

その他の政治団体(後援会等) 政治資金団体

その他の政治団体の支部 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

無

有

(以下 指定「有」の場合のみ記載)

・公職の種類 _____
(該当する方に○→) (現職・候補者)

・資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

・資金管理団体の指定の期間

1年を通じて適用

対象年の途中での適用の異動あり

(「異動あり」の場合のみ以下を記入)

注意(1)上記のうち、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び会計責任者の氏名に記載する内容は、提出日現在で届出ている内容と一致してください。

(2)上記のうち、政治団体の区分、活動区域の区分、国会議員関係政治団体の区分、資金管理団体の指定の有無に記載する内容は、前年12月31日現在の状況に従い記載してください。

(3)記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。

(4)提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

(下欄は記載不要。選挙管理委員会が記載。)

団体コード	翌年への繰越金
140030	

0
△
M
✓

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)は提出しなければならない。

1 収支の総括表

(1) 収 入 総 額 (①+②)		千	百	十	円	
						5,348,826
① (前年からの繰越額)						1,745,397
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G)						3,603,429
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)						3,716,582
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))						1,632,244

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費						
金	額	A				0
員	数					0

(2) 寄 附						
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額			備 考		
(ア) 個人からの寄附	千	百	十	円	内訳を表(その7-1)へ記載すること。	
[うち特定寄附]						
(イ) 法人その他の団体からの寄附					内訳を表(その7-2)へ記載すること。	
(ウ) 政治団体からの寄附						
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)					(ア)~(ウ)の小計を記載すること。	
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]						
イ 政党匿名寄附					内訳を表(その9)へ記載すること。	
合 計 B (ア+イ)						
					834,000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入										
			金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考	
交付金を供与した本部又は支部の名称			十億	百万	千	円				
		公明党 千葉県本部			468	177	R2. 2. 28	千葉市美浜区幸町1-2-3	受入交付金	
		公明党 千葉県本部			450	000	R2. 3. 6	千葉市美浜区幸町1-2-3	受入交付金	
		公明党 千葉県本部			10	000	R2. 4. 14	千葉市美浜区幸町1-2-3	受入交付金	
		公明党 千葉県本部			400	000	R2. 8. 7	千葉市美浜区幸町1-2-3	受入交付金	
		公明党 千葉県本部			482	176	R2. 8. 7	千葉市美浜区幸町1-2-3	受入交付金	
		公明党 千葉県本部			102	060	R2. 8. 31	千葉市美浜区幸町1-2-3	受入交付金	
		公明党 千葉県本部			40	000	R2. 9. 15	千葉市美浜区幸町1-2-3	受入交付金	
		公明党 千葉県本部			86	000	R2. 9. 29	千葉市美浜区幸町1-2-3	受入交付金	
		公明党 千葉県本部			382	000	R2. 10. 6	千葉市美浜区幸町1-2-3	受入交付金	
		公明党 千葉県本部			283	000	R2. 10. 9	千葉市美浜区幸町1-2-3	受入交付金	
		公明党 千葉県本部			66	000	R2. 10. 14	千葉市美浜区幸町1-2-3	受入交付金	
8	0	0	この頁の小計		2	769	413			
9	0	0	合 計		2	769	413			

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考		
		十億	百万	千	円				
	鹿嶋絢哉			3	000	2.4.12	木更津市中里1-1-7	会社員	
800	この頁の小計			3	000				
810	その他の寄附			831	000				→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計			834	000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表														
項 目				金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出			備 考			
1	経	常	経	費	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円		
(1)	人	件	費					0						
(2)	光	熱	水	費				0						
(3)	備	品	・	消	耗	品	費					76,889		
(4)	事	務	所	費				76,950						
小 計 ((1)~(4))								153,839						
2	政	治	活	動	費	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
(1)	組	織	活	動	費				119,329					
(2)	選	挙	関	係	費				1,753,028					
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※								525,877					
(内訳)	ア	機関紙誌の発行事業費							0					
	イ	宣伝事業費							525,877					
	ウ	政治資金パーティー開催事業費							0					
	エ	その他の事業費							0					
(4)	調	査	研	究	費				0					
(5)	寄	附	・	交	付	金			1,164,509				837,716	
(6)	その他の経費								0					
小 計 ((1)~(6))								3,562,743					837,716	円
合 計								3,716,582					←1の小計と2の小計の合計を記載すること。	

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費	4. 宣伝事業費		5. その他の事業費	6. 調査研究費	7. 寄附・交付金
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円					
陣中見舞		1	178	381	R2. 2. 1	関つとむ選挙事務所	富津市岩瀬943-2		
陣中見舞			109	030	R2. 9. 10	おがた妙子選挙事務所	袖ヶ浦市神納1283-10		
陣中見舞			465	617	R2. 8. 17	木村淑子選挙事務所	袖ヶ浦市福王台3-11-28		
この頁の小計		1	753	028					
その他の支出				0					
合計		1	753	028					

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
 (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(広宣材料費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
ベニヤ板・垂木代	十億	百万	千 209 円 528	R2.7.30	有限会社 ジェイオーエス	千葉市若葉区西都賀5-10-4
この頁の小計			209 528			
その他の支出			152 369			
合計			361 897			

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
 - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 - (3) 領収書を做し難かったものについては、「領収書を做し難かった支出の明細書」を提出すること。
 - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(寄附金)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
寄附金	十億	百万	千	円	R2. 2. 18	富津市岩瀬943-2
			112	562		
寄附金			59	004	R2. 10. 1	袖ヶ浦市神納1283-10
寄附金			118	800	R2. 10. 1	袖ヶ浦市福王台3-11-28
この頁の小計			290	366		
その他の支出			36	427		
合計			326	793		

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(上納金)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
上納金	十億	百万	千	円	R2. 7. 8	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3	
上納金			27	057	R2. 10. 26	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3	
上納金			780	549	R2. 11. 25	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3	
上納金			30	110				
この頁の小計			837	716				
その他の支出				0				
合計			837	716				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
 - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳								
支出項目		金額			年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
		十億	百万	千	円			
	上納金			27	057	R2. 7. 8	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3
	上納金			780	549	R2. 10. 26	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3
	上納金			30	110	R2. 11. 25	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3
800	この頁の小計			837	716			
900	合計			837	716			

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2) 団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3) 「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

✓ 領収書等の写し

政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 / 月 / 5 日

政治団体の名称 **公明党 内房総支部**

会計責任者の氏名 **緒方妙子**



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要